

契約保全・収納・保険金 取扱規定

8

解約

SOMPOひまわり生命契約

解約

SOMPO ひまわり生命契約

- 契約者は、保険契約について保険期間満了前に契約の継続を打ち切ることができます。このことを保険契約の「解約」といい、その時点で契約は消滅します。
- ひまわりオンラインによる手続き、お客さま自身からの電話またはLINEによる手続き（コール解約・LINE解約）、ひまわり生命ホームページまたはMYひまわりからのお手続きは、請求書が不要で便利です。各手続きの条件等を確認し、お客さまのご希望に沿った手続き方法を案内してください。

1. 取扱範囲

〈1〉取扱保険種類

すべての保険種類において契約日から保険期間満了まで手続きが可能です。

〈2〉取扱制限

(1)解約ができない場合

- ・個人年金保険で、年金の支払いが開始しているとき（年金支払開始日以降）
（まとまった資金が必要な場合は「年金の一括払」を請求いただきます。）
- ・契約が有効中に被保険者が死亡したとき
- ・こども保険の契約者死亡。養育年金の支払事由になり、解約の取扱いとなりません。
- ・契約日以前の解約。（責任開始していても契約日以前の解約はできません。）

(2)解約が制限される場合

①差し押さえられている場合

税務署、裁判所などの債権者からの請求となります。

2010年4月1日に施行された保険法により、介入権の規定が制定されました。該当契約の手続きについては、ひまわり生命へご照会ください。

②質権が設定されている場合

質権者の同意を得たうえで、契約者からの請求となります。

なお、契約者が被担保債権の期限の利益を喪失時、質権者が解約権を単独行使する場合の手続き（質権者の単独請求）についてはひまわり生命へご照会ください。

③破産している場合

破産管財人からの請求となります。

④契約者が病気などで意思表示できない場合

後見人による手続きが必要です。配偶者でも後見人として選任されていない場合は契約者に代わっての解約請求はできません。

⑤契約者失踪の場合

親族が解約請求することはできません。契約者が戻るまで待つのが困難な場合は、以下の何れかの対応とします。

- 1) 親族などの利害関係人から家庭裁判所に申し立て、不在者財産管理人を選任してもらい、不在者財産管理人が契約者に代わって保険契約の管理を行う。
- 2) 親族などの利害関係人から家庭裁判所に申し立て、失踪宣告をしてもらい、相続人から解約請求（普通失踪であれば7年経過後に失踪宣告）。

⑥契約者が未成年の場合

請求書に親権者または後見人の自署が必要です。

2. 注意事項

〈1〉解約返戻金に関する確認が必要な保険種類・特約

以下の場合、契約者は契約締結時に解約返戻金について書面の交付・説明を受け、了知・確認しています。解約請求時はその内容を確認いただいたうえで、契約者欄へ契約者の署名（法人契約の場合は押印も必要）が必要となります。

①解約時に解約返戻金が無い保険種類・特約

主契約	特約・特則
・無解約返戻金型定期保険 ・無解約返戻金型収入保障保険 ・死亡保険金不担保特則付新終身医療保険 ・死亡保険金不担保特則付新終身医療保険（01） ・死亡保険金不担保特則付医療保険（08） （保険料払込期間満了後を除く） ・死亡保険金不担保特則付医療保険（2014） （保険料払込期間満了後を除く） ・がん保険（2010）BⅡ型 （保険料払込期間満了後を除く） ・払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険 （保険料払込期間満了後を除く） ・臓器移植医療給付金付先進医療保険 ・無解約返戻金型女性用がん診断保険 ・払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険 （保険料払込期間満了後を除く） ・無解約返戻金型総合生活障害保障保険 ・糖尿病患者向一時金給付医療保険 ・死亡保険金不担保特則付医療保険（MI-01）（保険料払込満了後を除く） ・終身がん保険（C1） ・終身がん保険（C2）（保険料払込満了後を除く） ・終身がん保険（C3）（保険料払込満了後を除く） ・限定告知型医療保険（M2）（入院治療給付型） （保険料払込満了後を除く）	・特定疾病収入保障特約 ・死亡保険金不担保特則付新家族終身医療特約 ・新終身医療（01）用通院特約 ・新終身医療（01）用がん入院特約 ・家族死亡保険金不担保特則付新終身医療（01）用家族医療特約 ・新終身医療（01）用家族通院特約 ・無解約返戻金特則付医療用手術見舞金特約 ・無解約返戻金特則付医療用家族手術見舞金特約 ・初期入院給付特則 ・生活習慣病追加給付特則 ・医療（08）用がん入院特約 ・医療（08）用女性疾病入院特約 ・医療（08）用退院給付特約 ・医療（08）用三大疾病入院一時金特約 ・医療（08）用特定疾病診断保険料免除特約 ・医療（08）用先進医療特約 ・医療（08）用配偶者医療特約 ・七大生活習慣病追加給付特則 ・医療（08）用がん診断給付特約 ・医療（08）用がん外来治療給付特約 ・医療（08）用手術追加給付特約 ・医療用がん入院特約 ・医療用女性疾病入院特約 ・医療用退院給付特約 ・医療用三大疾病入院一時金特約 ・医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・医療用新先進医療特約 ・医療用がん診断給付特約 ・医療用がん外来治療給付特約 ・三大疾病支払日数無制限特則 ・がん死亡特約 ・がん先進医療特約 ・新女性特定がん入院特約 ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・限定告知医療用先進医療特約 ・介護一時金特約

	・医療用入院一時金特約 ・医療用通院特約 ・無解約返戻金型就労不能保障特約 ・無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約 ・七大疾病・就労不能保険料免除特約 ・限定告知医療用入院一時金特約 ・限定告知医療用通院特約 ・限定告知認知症一時金特約 ・限定告知介護一時金特約 ・限定告知介護年金特約 ・新三大疾病支払日数無制限特則 ・医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型） ・医療用手術増額特約 ・医療用保険料免除特約 ・医療用新三大疾病一時金特約 ・医療用新がん診断給付特約 ・医療用新がん外来治療給付特約 ・医療用抗がん剤治療給付特約 ・医療用総合生活障害保障特約 ・医療用介護年金特約 ・がん診断給付特約 ・がん外来治療給付特約 ・新がん先進医療特約 ・がん入院特約 ・がん保険料免除特約 ・抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約 ・変額用保険料免除特約 ・限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約 ・限定告知医療用入院給付特約 ・限定告知医療用外来手術給付特約 ・限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約 ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約 ・限定告知医療用新先進医療特約（支援給付金付） ・限定告知介護一時金特約 ・限定告知介護年金特約 ・新三大疾病支払回数無制限特則 ・新三大疾病支払日数無制限特則
--	--

②解約時に解約返戻金が低く抑えられている保険種類

主契約
・低解約返戻金型定期保険[※] ・低解約返戻金型終身保険 ・特定疾病前払式終身保険（Ⅱ型） ・初期災害保障低解約返戻金型通増定期保険（低解約返戻金期間満了後を除く）

※契約日が平成27年10月2日以降の場合は、低解約返戻金期間中に解約する場合のみ解約返戻金に関する確認が必要です。

③解約時に解約返戻金が保険金限度となる保険種類・特約

主契約	特約・特則
・新終身医療保険 ・新終身医療保険（01） ・がん保険（01）	・新家族終身医療特約 ・新終身医療（01）用家族医療特約 ・家族がん特約（01）

（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。請求書に最新の対象保険種類・特約が記載されていますので、必ず確認してください。

〈2〉本人確認

下表に記載の契約の解約にあたっては、犯罪収益移転防止法により本人確認が必要です。

詳しくは 29. 本人確認を参照してください。

* 契約者死亡により相続人からの請求となる場合、相続人代表者にご記入いただきます。

保全処理	犯罪収益移転防止法対象の保険種類
解約	個人年金保険、養老保険、変額保険（有期型）、連生収入保障保険、養老保険特約が付加されている契約、一時払変額保険（終身型）、一時払終身保険（選択型・無選択型）

〈3〉CRSに基づく居住地国の確認

下表に記載の契約の解約にあたっては、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
個人年金保険、養老保険、変額保険（有期型）、連生収入保障保険、養老保険特約が付加された契約、一時払変額保険（終身型）、一時払終身保険（選択型・無選択型）

〈4〉時効失効契約の場合

復活猶予期間を経過した失効契約に対し、解約手続き勧奨のお知らせを契約者に送付します。

失効日から3年間（約款上の時効まで）失効後案内を送付しますので、原則としてその間に解約手続きによって失効返戻金をご請求いただきます。

民法上は、失効後案内を送付すること（債務の承認行為）により時効の進行が中断しますので、失効日から36か月目に最終案内を送付してさらにその3年後（失効日から6年後の月末）に時効適用を行い、失効返戻金請求権が消滅します。

自動解約されず失効返戻金がある場合には、それまでにもなく解約手続きをとっていただく必要があります。

〈5〉支払調書

解約返戻金が100万円（同一契約者で同一支払日の契約が複数ある場合は合算後金額が100万円）を超え、かつ既払込保険料を超える場合には、支払調書を作成し、税務署へ翌年1月にまとめて提出します（法人契約も提出します）。

（契貸・自振貸の精算前の解約返戻金が100万円を超えていれば、実際の支払額が100万円以下でも提出します）
支払調書の作成対象の契約者には契約内容変更・解約手続き完了連絡後、業務代行業者よりマイナンバー申告依頼書類を郵送し、契約者よりご記入うえ、必要書類を添付して返送していただきます。

〈6〉解約控除

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）、変額保険（V2）（死亡保障型）では、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額※を差し引いた金額をお支払いします。

※解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。

3. 手続き

〈1〉方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

(1) ペーパーレス解約手続き / オンライン解約手続き

代理店システムで解約手続きが可能です。

お客さまと対面して手続きする「ペーパーレス解約」と解約手続き用のURLからお客さまご自身の端末で手続きする「オンライン解約」があります。

オンライン解約の場合も、物理的な対面と同等のレベルでの説明（※）を実施してください。また、契約者の本人確認や自署についてもテレビ電話を通して取扱者の面前で行うなど適切に対応してください。

（※）不利益事項の確認、解約返戻金の了知確認等

個人契約（個人事業主を除く）かつ支払金額が500万以下の契約については、手続きが可能です。

原則ご提出いただく書類はありません。（一部手続きにおいて書類の提出が必要となる場合があります。）

※手続き時には契約者の公的書類をご提示いただく必要があります。

※ペーパーレス / オンライン解約手続きの詳細は「ひまわりモバイルNavi（ペーパーレス手続き操作マニュアル）」（印刷物番号 890861）を参照してください。

(2) 電話またはLINEによる解約手続き（コール解約・LINE解約）

お客さまご自身がカスタマーセンターへ電話または、LINEでお手続きいただくことで、解約手続きが完了します。

お支払いがある場合は、契約者名義の保険料振替口座への支払いとなります。

以下の条件を満たす契約に限り電話、LINEによる解約手続きが可能です。

【ご利用条件】

- ・ 個人契約（個人事業主含む）であること
- ・ 支払金額がある場合
 - ① 500万円以下であること
 - ② 口座振替契約であること
 - ③ 保険料振替口座の名義が契約者本人名義であること

※支払金額は未経過保険料等も含みます。

※下記の契約は取り扱いできません。

- ・ 犯罪収益移転防止法対象契約、質権、差押、破産契約、海外渡航中の契約、契約者が未成年の契約、契約者死亡に伴う解約、解約同時新契約
- ・ 以下の保険種類
 - リンククロスピンク＜無解約返戻金型女性用がん診断保険＞
 - 糖尿病の方の医療保険ブルー＜糖尿病患者向一時給付医療保険＞
 - 吸わんとクがん保険＜終身がん保険（C1）＞
 - 初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険

(3) MYひまわり（Webサービス）または当社ホームページからの手続き

以下の条件を満たす契約に限り当社ホームページ（<https://www.himawari-life.co.jp/>）でお手続きが可能です。

【ご利用方法】

- ・ MYひまわり登録者
 - MYひまわりに登録しているお客さまは「MYひまわり（Webサービス）」からお手続きいただきます。
- ・ MYひまわり登録者以外
 - MYひまわりに登録されていないお客さまは当社ホームページ解約お手続き専用フォームからお手続きが可能です。

【ご利用条件】

- ・ SOMPOひまわり生命の契約であること（※ 1）
- ・ 個人契約（個人事業主契約含む）であること
- ・ 解約返戻金がないタイプの保険種類（※ 2）であること
- ・ 月払契約であること
- ・ 解約同時新契約でないこと
- ・ 契約者死亡に伴う解約でないこと

（※ 1） 旧日本興亜生命保険の商品はホームページでの手続きの対象外です。

（※ 2） 解約返戻金があるタイプの商品は、手続き時点で解約返戻金が無くてもインターネット手続きはできません。

(4) 営業サポートセンター（ESC）へ解約手続きを依頼する

営業サポートセンター（ESC）からカスタマーセンター経由で契約者宛て※に必要書類を送付しますので、契約者から、同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

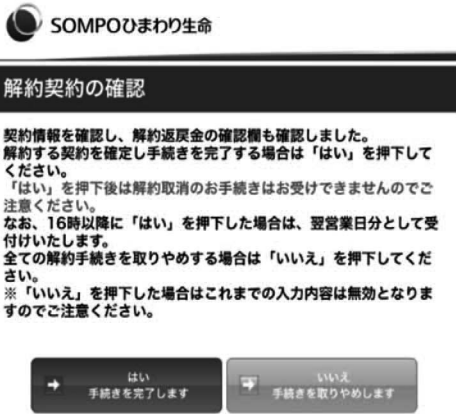
※送付先を代理店に変更することも可能です。

(5) 契約者から必要書類を取り付け、ひまわり生命へ提出する

必要書類は〈3〉 必要書類を参照してください。

「請求書」は、ひまわりオンラインで印刷します。

〈2〉効力発生日

通常解約	【ペーパーレス / オンライン解約手続き】 解約手続き完了日 【コール解約（契約者からカスタマーセンターへの電話による解約手続き）】 カスタマーセンターへ電話で解約手続きをした日 【当社ホームページでの解約手続き】 ホームページでの解約手続き完了日 【書面手続き】 完備した解約請求書類の取扱者受付日または取扱営業店・本社（カスタマーセンター）到着日のいずれか早い日付 【LINE での手続きの場合】 お客さまご自身が、LINE 上で「解約契約の確認」の画面に表示されている「はい（手続きを完了します）」を押下して手続きが完了した日 
解約新契約 (変換・解約予約を含む)	新契約の責任開始日の前日 ※ただし、新契約が終身がん保険（C2）（C3）の解約新契約の場合、効力発生日は保険始期日の前日となるため、がんの保障の空白期間が発生します。 （解約予約の場合は、責任開始日の前日が効力発生日となります。）

〈3〉必要書類

※ペーパーレス/オンライン解約手続きの場合は、契約者の公的書類のご提示のみで手続きが可能です。

※ペーパーレス/オンライン解約手続きの詳細は「ひまわりモバイルNavi (ペーパーレス手続き操作マニュアル)」(印刷物番号890861) を参照してください。

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	一般的な解約	改姓・改名・ 代表者変更が ある解約	契約者死亡に よる解約	備考
請求書	○	○	○	・原則として機械作成請求書を使用します。 ・機械作成請求書が使用できない場合は「解約請求書」(印刷物番号: 802667) を使用します。 ・法人契約で印鑑証明書^{※6}提出時は、請求書に実印を押印します。
保険証券 ^{※2}	○	○	○	・保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。ただし、契約者変更が発生している場合は、別人(別法人)からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限りです。 ・保険証券を紛失している場合は、契約者(契約者死亡の場合は相続人・改姓している場合は新姓)の公的書類の写し^{※2}が必要です。ただし、法人契約の場合は、印鑑証明書^{※6}の原本(発行日から6か月以内)の提出が必要となります。 ・一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。
戸籍謄本・住民票・登記簿謄本などの公的証明書	×	△	×	改名・改称・代表者変更の事実が記載されているもの(改姓の場合は、当書類は不要です)。
戸籍謄本 除籍謄本	×	×	○	・発行日から6か月以内のものを提出します。 ・契約者死亡の事実、相続関係が分かるもの。 ・除籍謄本に相続人代表者および相続人とその関係が掲載されている場合は、除籍謄本のみの提出で可とします。 ・「法定相続情報一覧図」(法定相続情報一覧図に記載されている「申出日」より6か月以内の原本または写し)でも代用可能です。
印鑑証明書 (法人契約の場合)	△	△	×	・保険証券を紛失している場合に必要です。 ・発行日から6か月以内の原本または写し^{※6}を提出します。
公的書類 ^{※2} (個人契約の場合)	△	△	△	・支払金額が500万超の場合と保険証券を紛失している場合に必要です。 ・契約者死亡の場合は相続人の公的書類が必要となります。 ・次のいずれかの写しを提出します。 運転免許証、パスポート^{※7}、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書、マイナンバーカード(表面)^{※1}、身体障害者手帳、資格確認書^{※3}、老人手帳(医療受給者証)または証書、後期高齢者医療資格確認書
特定取引に関する届出書 【保全用(個人)または(法人)】	△	△	△	CRSに基づく居住地国届出対象となる保険種類の契約において、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合(「確認済の確認」としない場合)は、居住地国の届出が必要となります。

- ※ 1 「マイナンバーカード」の取扱いについて
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。
- ※ 2 証券紛失と支払金額による本人確認書類の提出

		本人確認のための公的証明書	
証券有無	区分	支払金額：500万以下	支払金額：500万超
証券あり	個人	—	公的証明書の写しまたは原本
	法人	—	—
証券なし	個人	公的証明書の写しまたは原本 ^{※4 ※5}	公的証明書の写しまたは原本
	法人	印鑑証明書原本または写し ^{※6}	印鑑証明書原本または写し ^{※6}

- ※ 3 「資格確認書」の取扱いについて
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号（読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む）を復元できない程度にマスキングしてください。
- ※ 4 対面手続きで、以下の条件を満たす場合は提出不要です。
【解約同時新契約、変換、定期後加入時、解約予約】
・既契約契約者＝新契約契約者もしくは新契約被保険者であること
・新契約申し込み時に面談にて本人確認済みであること
・解約返戻金の支払金額が500万円以下であること
【通常解約】
・法人契約でないこと
・支払金額が500万円以下であること
・親権者および後見人等からの請求でないこと
・質権契約でないこと
・対面で契約者の本人確認を実施していること
・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること
・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
（ア）本人確認書類名
（イ）本人確認済みであること
（ウ）確認者の署名
- ※ 5 本人確認実施済で次の条件を満たす場合は、提出不要です。
・手続き申し出時または請求書類受付時点で本人確認が実施できていること。
以下①および②のうち、いずれか1つ聴取できれば、本人確認済とみなします。
①氏名・生年月日（必須）
②住所・電話番号・保険料振替口座（銀行名・支店名）のいずれか1つ
・支払先口座が契約者本人名義の口座であること。
・支払先口座が、契約者本人名義以外の保険料振替口座は不可
・法人契約でないこと。
・質権・差押・破産契約でないこと。
・親権者および後見人等からの請求でないこと。
・契約者本人確認欄（証券省略時使用欄）に確認日、確認者自署の記入があること。
- ※ 6 印鑑証明書は写し（発行日から6か月以内）の提出でも取扱可能とします。
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください（縮小不可）。
- ※ 7 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

4. 解約返戻金の支払や保険料返金

〈1〉解約返戻金

(1) 支払日

通常の解約	【ペーパーレス/オンライン解約手続き】 解約手続き完了日から、その日を含めて3営業日以内に振り込みます。 【コール解約（契約者からカスタマーセンターへの電話による解約手続き）】 カスタマーセンターへ電話で解約手続きをした日から、その日を含めて4営業日目に振り込みます。 【LINE 解約】 LINE 上で解約手続きを完了した日（※）から、その日を含めて4営業日目に振り込みます。（16時以降に「はい」を押下した場合は、5営業日目に振り込みます。） ※ LINE 上で「解約契約の確認」の画面に表示されている「はい（手続きを完了します）」を押下して手続きが完了した日  【書面手続き】 完備した解約請求書類の本社到着日（14時着便まで）から、その日を含めて3営業日以内に振り込みます。
解約同時新契約変換	新契約が成立となった後、解約処理されます。 新契約成立日を含めて4営業日以内に振り込みます。
解約予約	解約効力発生日（責任開始日の前日）を到来後、解約処理されます。 解約効力発生日を含めて4営業日以内に振り込みます。

* 上記支払日の日程は書類に不備がある場合、その他確認事項が発生する場合を除きます。

* 2010年4月1日より施行された保険法により履行期に関する規定が制定され、支払が効力発生日から5営業日の翌日を経過する場合、年利3%の遅延利息が発生します。（平成2年11月以前の契約については効力発生日から5日）

(2) 支払方法

支払方法	保険料引落口座または契約者本人名義の銀行口座（ゆうちょ銀行含む）に振り込みます（払出証書は取扱不可）。
------	---

〈2〉解約日と保険料返金の関係

(1) 効力発生日と領収日

効力発生日の翌日以降に領収した保険料は返金されます。なお、団体扱で団体が保険料を当社に振り込む場合は、当社口座への着金日が領収日となります。クレジットカード払の場合には、毎月20日が保険料の領収日となります。（なお、新契約成立時の初回保険料につきましては、オーソリ実施日が領収日となりますのでご注意ください。）

(2) 効力発生日と払込応当日

保険料が既に入金済みであっても、解約の効力発生日が払込応当日以前の場合、その保険料は返金されます。

＊ 契約日（自動更新日）が2010年3月2日以降の年・半年払が対象です。

＊ 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の場合、主契約部分の未経過保険料は返金となりません。

(3) 解約処理日と入金結果反映

保険料の領収日（振替日）から結果が判明するまで時間がかかります。

（例：口座振替の場合は4～5営業日後）

その期間に解約処理が完了した場合、解約処理後に判明した保険料は返金されます。

ただし、次の保険種類、条件のときはお払込みいただくべき保険料として取り込み、改めて解約返戻金額を再計算します。その結果、再計算後の解約返戻金額が既に精算した解約返戻金額より多くなったときは、その差額を追加支払いします。

① 対象保険種類（生存給付金・生存祝金のある契約）

- ・ がん保険 A 型
- ・ 医療保険 A 型
- ・ 女性疾病保険 A 型
- ・ 連生終身保険 A 型
- ・ 連生終身保険（自由設計型）A 型
- ・ こども保険 A 型

② 条件

- 1) 入金された保険料が生存給付金等支払月の前月分の応当年月であること
- 2) 解約の効力発生日が生存給付金等支払応当月の前月分保険料の領収日（振替日）以後

(4) クレジットカード払の場合

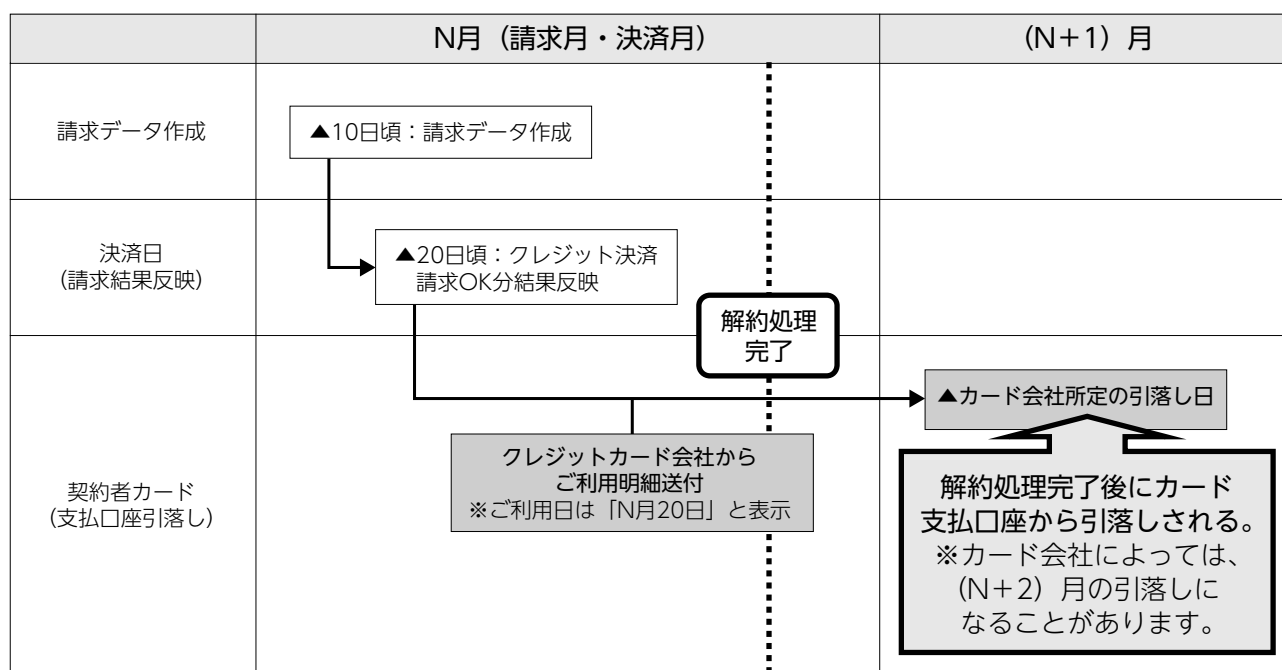
① 解約手続き後のクレジットカード決済

- ・ N月分保険料がN月にクレジットカードで決済された場合、契約者のカード支払口座からは、通常1か月後（N+1）月の各カード会社所定の引落日に引落とされます。（カード会社によっては、2か月後になることもあります）

したがって、保険契約を解約しても、それまでに当社とカード会社との間で決済された分の保険料は、引き続きカード支払口座から引き落とされます。

- ・ クレジットカード払で、もっとも契約者の誤解を招きやすい点ですので、クレジットカード払契約の解約を受け付けた際には、必ず上記の点について、契約者に十分に説明してください。
- ・ クレジットカード自体を解約された場合でも、当社からカード会社への請求のタイミングによっては、解約されたカードの支払口座から保険料が引き落とされる場合があります。

■決済スケジュール



②解約処理後の返金処理

- ・ 次の場合は、クレジットカード会社を通じて返金処理（マイナスオーソリ）を行います。返金時期は、各クレジットカード会社の処理スケジュールにより異なります。
 - カード会社への請求日（請求データ作成日）翌日から20日（非営業日の場合は翌営業日）の間に解約処理がされた場合
 - 電話・LINE・MYひまわり・当社ホームページにてお手続き後、解約保留中にクレジットカード決済された場合
- ・ マイナスオーソリ対象外となった場合は、当社から解約請求書記載の口座へ返金します。
 その場合、当社から返金する保険料はすでにクレジットカード決済がされているため、決済月の翌月もしくは翌々月に契約者のカード支払口座から引き落とされます。
 そのため解約処理完了後に契約者あてに送付する「解約手続き完了のお知らせ」に、次のメッセージを表示します。
 「すでに次回の保険料をご指定のクレジットカードに請求いたしました。万一クレジットカード決済された場合は、当社で決済結果を確認でき次第返金いたします。あらかじめご了承ください。」

5. 解約新契約

新契約の成立を要件として既契約を解約する処理のことです（新契約の成立または責任開始日まで解約処理を保留する）。必ず新契約申込書類と解約請求書類をセットにしてひまわり生命に提出してください。

〈1〉解約新契約の処理概要

(1) 効力発生日

新契約の責任開始日の前日

※ただし、新契約の保険種類ががん保険で解約同時新契約を行う場合は、保険期間の始期の前日となること。

(2) 解約保留

解約同時新契約・変換は、本社で解約請求の保留入力を行うことにより保険料請求が停止しますが、解約手続きは完了しません。新契約成立後に解約処理を行います。

解約予約は、新契約の責任開始日が到来してから解約処理を行うため、責任開始日が属する月まで保険料が請求されます。新契約については責任開始日到来後に保険料の請求が開始します。

(3) 解約予約手続き時の払込方法変更について

解約する契約が年・半年払かつ契約日が2010年3月以前の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、解約の効力発生日以降に対応する保険料相当額を返金することができません。

新契約の保険期間の始期から責任開始日の間に契約応当日が訪れる場合は、払方を月払に変更したうえで、お手続きいただくようご案内してください。

(4) 解約新契約不成立時の取り扱い

新契約が不成立となった場合は、取扱者は契約者に解約を取り消すか否かの確認を行い、営業店担当者に連絡してください。営業店から本社に報告します。

〈2〉「解約新契約・変換等の確認欄」による不利益事項の説明

既契約の契約者に対し、以下の不利益となる事項やご了承いただきたい事項について、解約請求書にある「解約新契約・変換等に関する確認欄」を説明します。

- (1) 保全請求書類に不備がない場合、既契約の解約返戻金等の支払処理は新契約成立の翌々営業日に行われ、口座着金はその翌日以降となること。ただし、手続き種類が「解約予約」の場合は、効力発生日（＝責任開始日の前日）まで支払処理を保留し、効力発生日の翌営業日に行い口座着金はその翌日以降となること。
- (2) 既契約の解約返戻金等の支払が遅延することによって付利される遅延利息の起算日も新契約成立の翌営業日となること。ただし、手続き種類が「解約予約」の場合は既契約の解約返戻金等の支払が遅延することによって付利される遅延利息の起算日は解約の効力発生日の翌営業日になること。
- (3) 既契約についての解約の効力発生日は新契約の責任開始日前日となること。ただし、新契約の保険種類ががん保険で解約同時新契約を行う場合は、保険期間の始期の前日となること。
- (4) 新契約が保険期間の始期から保障開始までの待ち期間（がんに関する保障は90日間、認知症に関する保障は180日間）を定めたがん保険および特約付加契約の場合、保険期間の始期から90日間（認知症に関する保障は180日間）経過するまで、新契約の一部保障が免責となること。ただし、手続き種類が「解約予約」の場合は、新契約の責任開始日前日までは、既契約の保障を継続する。（新契約の保障開始までは既契約の保険料請求を行う。）
- (5) 医療（08）用先進医療特約付医療保険（08）から死亡保険金不担保特則付医療保険（MI-01）へ変換する場合、先進医療給付金の通算支払限度・保険料が変更され、特約の規定適用上、変換前契約と変換後契約の保険期間は継続した保険期間とみなすこと。また、変換日（効力発生日）より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として変換日から1年以内に先進医療を受けた場合、先進医療給付金は変換前契約の支払限度である1,000万円を支払限度とすること。

6. 手続き完了連絡

送付先	送付物	送付時期
代理店	・ ひまわりオンラインに掲載 * 手続き完了後反映	—
契約者	・ お手続き完了のご案内 * 1 件のみの場合はハガキ、複数の場合は封筒	手続き完了後 翌営業日に本 社から発送